

令和 4 年

第 6 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 4 年 6 月 2 7 日 (月) 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和4年第6回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

報告4	令和3年度赤穂市学校保健調査集計について
報告5	令和3年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について
報告6	専決処分の報告について
専第1号	赤穂西中学校（B棟・D棟）大規模改造工事請負契約の締結について
専第2号	赤穂市社会教育委員の委嘱について
専第3号	赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について
専第4号	赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について
その他	(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について (2) 夏季休業に係る生徒指導について

報告 4

令和 3 年度赤穂市学校保健調査集計について

令和 3 年度赤穂市学校保健調査について、別紙のとおり集計したので報告する。

令和 4 年 6 月 2 7 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 7 号の会議の公開が不適當である事件に該当するため非公開

報告 5

令和 3 年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について

令和 3 年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 2 7 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

令和3年度

学校給食会会計歳入歳出決算書

赤穂市学校給食会
赤穂市立学校給食センター

令和3年度 赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算書

(単位 円)

歳入

款項	目	予算				現計	額		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
		当初予算額	補正予算額	計	区分		金額						
								予算額					
1給食費	1給食費	216,175,000	△ 5,430,000	210,745,000				209,963,575	209,615,581	142,401	205,593		
		216,155,000	△ 5,439,000	210,716,000				209,728,786	209,566,657		162,129		
					1園児給食費	30,000,000			29,907,407	29,907,407		0	第3子以降市補助金 園児 2,748,804 児童 12,252,188 生徒 1,236,288
2補助金	2過年度給食費	20,000	9,000	29,000				234,789	48,924	142,401	43,464		
								234,789	48,924	142,401	43,464		
		640,000	151,000	791,000				718,000	718,000				
3繰越金	1補助金	640,000	151,000	791,000				718,000	718,000				
		1,000	1,746,000	1,747,000				1,747,344	1,747,344				
4雑収入	1繰越金	1,000	1,746,000	1,747,000				1,747,344	1,747,344				
		24,000	26,000	50,000				62,000	62,000				
歳入合計	1雑収入	24,000	26,000	50,000				62,000	62,000				
		216,840,000	△ 3,507,000	213,333,000				212,490,919	212,142,925	142,401	205,593		

(単位 円)

歳 出

款 項	目	予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額	備 考	
		当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節 金 額				
					区 分				金 額
1給食費		216,798,000	△ 3,507,000	213,291,000		2,595,232			
	1事務費	460,000	0	460,000		18,218			
	2事業費	216,338,000	△ 3,507,000	212,831,000	1役務費 1需用費 2原材料費	441,782 2,452,506 207,801,480	18,218 7,494 2,569,520	口座振替手数料 消耗品費 印刷製本費 主食費 牛乳費 副食材料費	
2予備費		42,000		42,000		42,000			
	1予備費	42,000		42,000	1予備費	42,000			
歳 出 合 計		216,840,000	△ 3,507,000	213,333,000		2,637,232			

収入合計 212,142,925 円

支出合計 210,695,768 円

差引残額 1,447,157 円(令和4年度へ繰越し)

1 学校園別喫食状況一覽表

R3

(1) 喫食日数

(単位 日)

校 園 名	計 日 数	月 別 喫 食 (実 績)												年 合 計	計 画 と の 差		
		4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
中 学 校	赤 穂	172	10	18	18	12	15	21	21	17	16	13	16	13	13	169	△ 3
	赤 穂 西	172	14	18	19	12	17	21	21	18	16	13	16	13	14	180	8
	赤 穂 東	172	12	17	19	12	17	20	20	18	16	13	16	13	13	173	1
	坂 越	172	14	18	18	12	15	21	21	17	17	13	17	15	14	174	2
	有 年	172	13	18	20	12	18	19	19	17	16	13	16	16	14	176	4
	赤 穂	186	14	18	22	13	18	21	21	20	17	13	17	18	14	188	2
	城 西	186	14	18	22	13	18	21	21	20	17	13	17	18	14	188	2
小 学 校	塩 屋	186	13	18	22	13	18	21	20	17	13	17	18	14	187	1	
	赤 穂 西	186	13	18	22	13	18	21	20	17	13	17	18	14	187	1	
	尾 崎	186	14	16	22	13	18	20	20	19	17	13	17	14	184	△ 2	
	御 崎	186	14	18	22	13	17	21	21	20	17	13	17	14	187	1	
	坂 越	186	14	18	22	13	18	21	21	20	17	13	17	14	188	2	
	高 雄	186	14	17	22	13	18	21	21	20	17	13	17	14	187	1	
	有 年	186	14	18	22	13	18	21	21	20	17	13	17	14	188	2	
	原	186	14	18	22	13	18	21	21	20	17	13	17	14	188	2	
	幼 稚 園	赤 穂	163	7	18	22	7	15	21	20	13	13	13	18	10	164	1
		城 西	163	7	18	22	7	15	21	20	13	13	13	18	10	164	1
塩 屋		163	7	18	22	7	15	21	20	13	13	13	18	10	164	1	
赤 穂 西		163	7	18	22	7	15	21	20	13	13	13	18	10	164	1	
尾 崎		163	7	18	22	7	15	21	20	13	13	13	18	10	164	1	
御 崎		163	7	18	22	7	15	21	20	13	13	13	18	10	164	1	
坂 越		163	7	18	22	7	15	21	20	13	13	13	18	10	164	1	
高 雄		163	7	18	22	7	15	21	20	13	13	13	18	10	164	1	
有 年		163	7	18	22	7	15	21	20	13	13	13	18	10	164	1	
原		163	7	18	22	7	15	21	20	13	13	13	18	10	164	1	
小学部		178	12	18	21	12	17	19	19	20	15	13	15	16	12	175	△ 3
中高等部		178	12	18	21	12	17	19	19	20	15	13	15	16	12	175	△ 3
センター		187	14	18	22	13	18	21	21	20	17	13	17	18	15	189	2

(2) 喫食延人員

校 園 名	喫 食 延 人 員												年 間 合 計	
	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月		
中 学 校	赤 穂	3,768	7,215	7,247	4,818	6,053	7,956	6,686	6,439	5,219	6,033	4,183	65,617	
	赤 穂 西	4,119	5,297	5,483	3,523	4,976	5,852	5,170	4,694	3,807	4,857	3,304	51,082	
	赤 穂 東	4,172	6,072	6,726	4,302	6,083	7,019	6,199	5,615	4,637	5,363	3,755	59,943	
	坂 越	1,896	2,439	2,441	1,571	2,020	2,629	2,263	2,300	1,631	1,963	1,541	22,694	
	有 年	754	1,044	1,150	695	1,006	1,016	968	911	739	880	677	9,840	
	小 計	14,709	22,067	23,047	14,909	20,138	24,472	21,286	19,959	16,033	19,096	13,460	209,176	
	小 学 校	赤 穂	5,630	7,251	8,853	5,232	7,276	8,085	8,098	6,897	5,252	7,164	5,527	75,265
		城 西	5,138	6,610	8,076	4,772	6,617	7,600	7,160	6,271	4,818	6,677	5,179	68,918
		塩 屋	6,242	8,695	10,571	6,263	8,615	9,892	9,351	8,161	6,225	8,631	6,686	89,332
		赤 穂 西	1,035	1,442	1,736	991	1,436	1,649	1,577	1,315	1,032	1,430	1,096	14,739
尾 崎		5,695	6,499	8,952	5,282	7,219	7,655	7,639	6,825	5,280	7,266	5,680	73,992	
御 崎		3,624	4,657	5,697	3,355	4,427	5,207	5,197	4,380	3,377	4,680	3,627	48,228	
坂 越		2,736	3,505	4,235	2,389	3,522	4,081	3,906	3,319	2,555	3,531	2,729	36,508	
高 雄		1,341	1,616	2,102	1,243	1,699	1,946	1,810	1,609	1,204	1,699	1,311	17,580	
有 年		832	1,060	1,298	761	1,064	1,221	1,122	994	762	1,051	815	10,980	
原		903	1,163	1,435	852	1,187	1,372	1,255	1,095	840	1,164	891	12,157	
小 計	33,176	42,498	52,955	31,140	43,062	48,708	47,115	40,866	31,345	43,293	33,541	447,699		
幼 稚 園	赤 穂	1,253	3,217	3,916	1,247	2,700	3,820	3,659	2,366	2,384	3,287	1,840	29,689	
	城 西	686	1,764	2,156	686	1,470	2,078	1,982	1,274	1,266	1,746	970	16,078	
	塩 屋	1,267	3,239	3,910	1,239	2,719	3,831	3,593	2,314	2,314	3,219	1,800	29,445	
	赤 穂 西	148	396	484	154	336	481	450	286	286	396	215	3,632	
	尾 崎	1,141	2,919	3,600	1,141	2,458	3,457	3,247	2,106	2,123	2,934	1,622	26,748	
	御 崎	378	972	1,189	379	816	1,154	1,090	702	697	918	538	8,833	
	坂 越	455	1,168	1,444	457	1,005	1,389	1,324	845	846	1,170	650	10,753	
	高 雄	161	414	509	162	332	483	442	286	282	394	221	3,686	
	有 年	91	234	286	91	195	273	260	169	169	234	130	2,132	
	原	133	342	418	133	291	399	380	247	247	337	190	3,117	
小 計	5,713	14,665	17,912	5,689	12,322	17,365	16,427	10,595	10,614	14,635	8,176	134,113		
特 支	小 学 部	720	1,080	1,249	690	1,012	1,110	1,160	891	783	961	714	10,370	
	中 高 等 部	1,325	2,063	2,342	1,283	2,000	2,146	2,157	1,642	1,535	1,788	1,218	19,499	
	小 計	2,045	3,143	3,591	1,973	3,012	3,256	3,317	2,533	2,318	2,749	1,932	29,869	
	センダー	578	763	864	488	749	855	814	687	535	748	692	7,773	
合 計	56,221	83,136	98,369	54,199	79,283	94,656	88,959	74,640	60,845	80,521	57,801	828,630		

2 実 施 献 立 一 覧 表

(単位 回)

献 立 内 容	1 学 期	2 学 期	3 学 期	合 計
(1) 汁 物	47	48	31	126
(2) 煮 物	22	28	18	68
(3) 和 え 物	32	45	26	103
(4) 麵 類	5	12	3	20
(5) 炒 め 物	10	10	5	25
(6) ゆ で 物	16	9	13	38
(7) 焼 き 物	19	26	11	56
(8) 揚 げ 物	24	25	21	70
(9) 果 物	11	9	6	26
(10) そ の 他	46	48	30	124
(11) パ ン	15	15	11	41
(12) 米 飯	53	61	36	150

3 栄養の摂取状況

区分	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (%)	脂質 (%)	食塩相当量 (g)	カルシウム (mg)	マグネシウム (mg)	鉄 (mg)	亜鉛 (mg)	ビタミンA (μ gRAE)	ビタミンB1 (mg)	ビタミンB2 (mg)	ビタミンC (mg)	食物繊維 (g)
中学校	赤穂市平均	15	26	2.9	375	109	3.4	3.8	252	0.76	0.58	28	4.8
	文科省基準	13~20	20~30	2.5未満	450	120	4.5	3.0	300	0.50	0.60	35	7.0以上
小学校	赤穂市平均	16	28	2.4	355	91	2.8	3.1	222	0.60	0.53	24	3.9
	文科省基準	13~20	20~30	2.0未満	350	50	3.0	2.0	200	0.40	0.40	25	4.5以上
幼稚園	赤穂市平均	16	30	2.0	342	77	2.2	2.5	195	0.47	0.48	22	3.2
	文科省基準	13~20	20~30	1.5未満	290	30	2.0	1.0	190	0.30	0.30	15	3.0以上

※ たんぱく質と脂質の%はエネルギー比

報告 6

専決処分の報告について

- 専第 1 号 赤穂西中学校（B棟・D棟）大規模改造工事請負契約の締結について
- 専第 2 号 赤穂市社会教育委員の委嘱について
- 専第 3 号 赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 専第 4 号 赤穂市民会館運営協議会委員の委嘱について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったので、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

令和 4 年 6 月 27 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第1号

赤穂西中学校（B棟・D棟）大規模改造工事請負契約の
締結について

令和4年6月3日入札執行の赤穂西中学校（B棟・D棟）大規模改造工事について、次のとおり請負契約を締結した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和4年6月13日

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

1	工 事 名	赤穂西中学校（B棟・D棟）大規模改造工事
2	工 事 箇 所	赤穂市塩屋地内
3	契 約 方 法	電子入札システム条件付き一般競争入札
4	請 負 金 額	197,670,000円
5	工 期	着工 令和4年6月14日 完工 令和4年11月25日
6	契 約 の 相 手 方	赤穂市大橋町5番地16 株式会社葛島工務店 代表取締役 葛島伸一

専第2号

赤穂市社会教育委員の委嘱について

本市社会教育委員の辞任に伴い、その後任として、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和4年6月1日

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の
付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

専第3号

赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について

本市公民館運営審議会委員の辞任に伴い、その後任として、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和4年6月1日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の
付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

専第5号

赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について

本市市民会館運営審議会委員の辞任に伴い、その後任として、赤穂市民会館条例（昭和49年赤穂市条例第12号）第17条第2項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和4年6月1日

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の
附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

その他

(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の
会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開

(2) 夏季休業に係る生徒指導について

(公印省略)
赤教学第 号
令和4年7月 日

学校園長 様

赤穂市教育長

令和4年度 夏季休業中における生徒指導について (通達)

生徒指導の根幹は幼児児童生徒理解であり、信頼関係の構築や予防的かつ成長を促す指導に重点を置かなければなりません。日頃の学校園生活において、幼児児童生徒と関わることを通して、人としての生き方の範を示し、多様な価値観に触れさせ、成長を促すことが肝要です。

夏季休業中の家庭生活は、自らの生き方を問い直し、1学期の学校生活を振り返るよい機会でもあります。しかし、日々の生活が不規則となり、生活習慣の乱れや問題行動を起こしやすい時期でもあります。そこで、家庭や地域での安心・安全な環境が確保されるよう積極的に働きかけるとともに、一人一人が新型コロナウイルス感染症予防に努めながら、充実した生活を送ることができるよう指導することで、一層の信頼関係を構築する絶好の機会となることを願います。

家庭や地域での自律的な生活を通して、子どもたちが2学期以降の生活に明るい希望が持てるよう、自らを振り返り、自分を高める生活設計や目標を設定させることが重要です。教師による休業後の幼児児童生徒の活動の丁寧な検証は、子どもたちの前向きな意欲を喚起する上において非常に重要であります。

については、下記事項に留意し、学校園の実情や幼児児童生徒の発達段階に応じた事故や問題行動に対する予防的な指導を充実させ、その徹底を図るよう留意願います。

記

1 夏季休業中の生活に関する指導について

(1) 規律ある生活に向けた指導

幼児児童生徒が夏季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活表を活用するなど指導するとともに、幼児児童生徒の動向の把握に努める。

- 一人一人の発達段階や興味・関心、適性に応じた適切な計画を立てさせ、規則正しい生活を送らせる。
- 交通事故と不審者、インターネットを介した犯罪被害等の未然防止指導をするとともに、事件や事故等に遭遇したときの適切な対応について指導する。
- 新型コロナウイルスをはじめとした感染症予防のため、体調管理として食事や睡眠等について指導し、生活習慣として手洗い・うがいの励行を指導する。また、家庭内や外出先での検温、消毒、ソーシャルディスタンスが保持できる場合は、熱中症等の健康被害に配慮し、マスクを外すよう指導する。

(2) 不登校や悩み・問題を抱える幼児児童生徒への指導

休業前に面談等を行い、悩みの早期発見に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も活用し、休業期間を利用して家庭訪問（電話連絡）を行う等、実態を踏まえ適切な指導・支援に努める。

- 課題のある幼児児童生徒に対しては、定期的に家庭訪問（電話連絡）等を実施し、課題を共通理解するとともに、必要に応じて声をかけるなど学校とのつながりが深まるよう適切な指導を行う。
- 家庭訪問（電話連絡）等により保護者との情報交換を図り、幼児児童生徒との心のふれあいをおして、安心して学校生活に復帰できるよう適切な対応を進める。
- 家庭や幼児児童生徒への連絡書類や配布物等が確実に届くなど、学校からの疎外感を味わわせることがないように努める。
- 必要に応じて、タブレットを活用し、児童生徒の支援に努める。

(3) 地域の活動への参加の奨励

学校園から家庭・地域への情報発信を通して適切な協力関係を構築する。また、親子の協働体験活動、異世代との交流活動、ボランティア活動等、様々な体験活動への参加については、状況をよく確認した上で参加の可否についての判断を下すこと。参加する際には、検温、消毒、ソーシャルディスタンス等にも配慮した上で健康被害の発生がないようなマスクの着用を心がけるよう奨励する。

- 家族や地域社会とのふれあいをおして、家族や地域の一員として自覚し、自己の役割に気づき、自分を見つめ直すことで、主体的に「気づき、考え、行動する」幼児児童生徒を育てる。
- 学校園も、地域行事や健全育成関連活動等への参加については、状況をよく確認した上で参加についての判断を行うとともに、参加に際しては、検温、消毒、マスク着用の有無、ソーシャルディスタンス等にも配慮した上で、地域との連携を深める。

(4) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動においては、上記のコロナ対応を踏まえて体調に十分留意するとともに、運動種目の特性に配慮し、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

- 部活動の実施については、体力や能力、特性の他、健康面、体調管理に十分に留意し、適切な休憩時間や休養日を設定し、効果的で無理のない練習を行う。
- 熱中症対策として、十分な水分補給や塩分等の補給を怠らない。
- 部活動等において、貴重品、衣服等の管理に留意するよう指導する。特に、更衣室の施錠等の励行に努める。
- マスクの着用については、熱中症等への対応を優先させる等、事故防止に努める。

2 夏季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底

(1) 命を大切にす指導の徹底

自分の命、他人の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、自殺の防止に向けて、幼児児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、組織として迅速かつ適切に対応する。

- 虐待や暴力等、幼児児童生徒の健全な成長を阻害する行為を確認、または疑いがある場合は、生命と人権を尊重する立場で関係機関との連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を行う。

(2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

保護者や地域住民等と連携を図り、幼児児童生徒の交友関係や夏季休業中の生活状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。

○いじめの対応については、「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル（県教委 H29.8）」による共通理解と意思統一を図るなど、早期発見と組織的な対応に努め、いじめを許さない学校園づくりの推進と相談活動の充実を図る。

○感染症への不安から、新型コロナウイルスに起因するいじめは重大な人権侵害であることを幼児児童生徒及び保護者や地域に啓発し、いじめ防止の取組を強化する。

(3) 不良行為、暴力行為等の未然防止

深夜徘徊、飲酒、喫煙、薬物乱用等の不良行為や、万引き等の窃盗、器物損壊、暴力行為等の未然防止に向けて、人としての倫理観や規範意識を育成するとともに、家庭や地域と連携し、幼児児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導に努める。

○全教職員が一致して幼児児童生徒一人一人の状況把握に努め、幼児児童生徒が抱える課題を共通理解するとともに、問題行動の前兆を把握し、早期に対応する。

○量販店や飲食店、ゲームコーナー等、他校児童生徒や異校種児童生徒との交流がある場所の巡回を強化するとともに、利用についての指導の徹底を図る。

○大麻等の薬物や、いわゆる「危険ドラッグ」（合法ドラッグ、脱法ドラッグ等）の危険性と違法性について理解させ、使用及び所持しないよう指導する。

(4) ネット上のトラブルの未然防止

ネット利用が原因で、日常生活の様々な支障やトラブルが発生している現状を踏まえ、利用についてのマナーやルール、そして危険性について改めて指導する。また、SNS（LINE, Facebook, Twitter 等）や掲示板への誹謗・中傷の書き込みは「侮辱罪」として厳罰化されたことを理解させ、トラブルの未然防止に向けた適切な利用についてわかりやすく指導する。

○情報活用と情報モラルやマナーについて、幼児児童生徒への指導を徹底する。

○SNSに他人の写真を本人の承諾なく掲載することや、悪口等の書き込みをしないよう指導を徹底する。

○ネット上の掲示板やSNS等にある「アルバイト募集」などの書き込みにだまされ、振り込め詐欺の「受け子」や「出し子」など、自覚なく犯罪に加担するなどの被害に遭わないよう指導する。

(5) 家庭への啓発

自分の子供がどこで何をしているか常に注意深く観察するとともに、夜間の外出やパソコン、携帯電話、SNS等の使用について管理するよう啓発する。コロナ禍における幼児児童生徒の様子には特に注意するよう家庭での関わりを促す。

○外出時に、行き先と帰宅時間を確認し、夜間（午後11時～午前5時）に不要な外出をさせない。

○海や川等での遊泳や水遊びは、監視員のいる認められた場所で行うよう指導する。

○幼児児童生徒の携帯電話使用状況について定期的に確認する。保護者の責任としてフィルタリング設定をするよう強く指導する。

○ネット依存に陥らないために、家庭において、スマートフォンやタブレット等の使用時間についてルールづくりや、いわゆるオフライン（ネットを利用しない）の時間や日を設けるなど、対応策について話し合う機会をもつよう指導、啓発を図る。

(6) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応できない問題行動等に適切に対応するため、こども家庭センター、警察、PTA等関係機関・団体との一層の連携に努める。

- 虐待の疑いや不審者情報を得たときは、子育て支援課、警察、青少年育成センターへ速やかに通報する。
- 学校の状況を適宜、地域に発信し、情報を地域と共有しながら相互の関わりを深めていくことで、信頼関係の強化に努める。
- 児童生徒・家庭に「ひょうごっ子悩み相談センター」等の相談窓口の紹介を適宜行うこと。

(7) 犯罪等からの安全確保

警察等関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、幼児児童生徒がさまざまな危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導する。

- 犯罪行為や触法行為など問題行動に繋がる言動を具体的に示し、軽率な言動によるトラブルや喧嘩が起きないように指導する。
- 被害に遭いそうになったら、逃げることや、大声で助けを呼ぶことなど、具体的な方法を指導するとともに、幼児児童生徒が犯罪被害に遭わないよう危険回避能力を高める指導をする。
- 不審者を見かけたり不審な電話や訪問を受けたりしたときは、一切を拒否し、すぐに警察や学校園に連絡するよう指導する。

(8) 交通事故の防止

交通法規の遵守や道路の安全な歩行・走行はもとより、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことを指導する。

- 交通ルール遵守を習慣づけることにより、交通事故防止に努めさせる。
- 自転車に乗るときは、自転車安全利用5則を遵守するとともに「自転車運転者講習制度」や「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を図る。

【自転車安全利用5則】

- ・自転車は車道が原則、歩道は例外
(13歳未満または70歳以上、身体の不自由な人のみ通行可)
- ・自転車は車道左側を通行
- ・歩道は歩行者優先で、自転車は車道よりを徐行
- ・安全ルールを守る(夜間はライト点灯、二人乗り・並進の禁止、信号遵守)
- ・(子どもは)ヘルメットを着用

※自転車保険等に加入の義務化 など

- 携帯電話等使用時に、前方不注意等で事故やトラブルに遭わないよう指導する。
- 通学路やその周辺地域の様子や危険箇所について点検し、必要に応じ関係機関へ連絡するとともに、幼児児童生徒への指導を徹底する。

令和4年6月第6回定例教育委員会教育長活動報告

日	曜日	事 項
5/28	土	
29	日	
30	月	
31	火	
6/1	水	
2	木	部長会議
3	金	定例記者会見 部内会議
4	土	
5	日	
6	月	交通安全対策推進協議会総会
7	火	定例校長会 赤穂義士会常任理事会・総会
8	水	学校給食理事会・運営審議会
9	木	定例園・所長会 学校運営研修会 民主促進協議会理事会
10	金	市議会定例会
11	土	
12	日	
13	月	市議会定例会
14	火	
15	水	
16	木	総務文教委員会
17	金	部長会議
18	土	
19	日	
20	月	
21	火	市長ヒアリング
22	水	
23	木	市議会定例会
24	金	市議会定例会
25	土	
26	日	
27	月	第6回定例教育委員会